

平成26年4月施行の内容について

- ・「障害程度区分」から「障害支援区分」への見直し
- ・ケアホームとグループホームの一元化
- ・重度訪問介護の対象者拡大

障害支援区分への見直し

障害程度区分

【定義】

障がい者等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障がい者等の心身の状態を総合的に示すもの。

【課題】

障害程度区分は、知的障がい者及び精神障がい者について、一次判定で低く判定され、二次判定で引き上げられている割合が高いことから、障がいの特性を反映するよう見直すべきではないか、との指摘。

【調査項目】

106項目

障害支援区分

【定義】

障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

【措置】

障害支援区分の認定が知的障がい者及び精神障がい者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。

【調査項目】

80項目

【変更内容】

- ①危険の認識として、道路への飛び出しや災害時の避難に関する項目 などの追加
 - ②評価が重複する項目の統合と削除
 - ③選択肢の統一
 - ④評価方法の見直し
 - ⑤一次判定式(コンピュータ式)の構築
- など

ケアホームとグループホームの一元化

【背景】

- ・ 今後、障がい者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれる。
- ・ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム・ケアホームの2つの種類の事業所指定が必要。
- ・ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。



地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。

グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴・排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

【一元化後の報酬(介護サービス包括型と外部サービス利用型の2類型)】

- ・ 介護サービス包括型は、現行のケアホームと同様に、障害支援区分・人員配置に応じた包括的報酬(基本サービス+介護サービス)として設定。
- ・ 外部サービス利用型は、利用者全員に必要な基本サービスは包括的に評価し、利用者ごとにサービスの必要性やその頻度等が異なる介護サービスについては、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定する仕組みとする。

※ ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設する。

重度訪問介護の対象者拡大

【平成25年度までの対象者】

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者

→ 障害程度区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者

- ① 二肢以上に麻痺等があること
- ② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。



【平成26年度からの対象者】

重度の肢体不自由者その他の障がい者であって、常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの

→ 障害支援区分4以上であって、下記の①又は②の条件を満たす者

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。
- ② 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する(※)者であること。
※ 行動関連項目の点数が10点以上(障害程度区分認定調査項目の場合は8点以上)の者

※ 支給決定に当たっては、行動援護を利用しアセスメント等を経た上で行われる。